



※予告なく修正されることがありますので、必ず中小企業庁HPに掲載されている最新版を御確認ください。

- 中 小 企 業 等 経 営 強 化 法 - 事 業 繼 続 力 強 化 計 画 認 定 制 度 の 概 要

目 次

P1・・・制度概要

P2・・・制度活用の流れ

P3・・・申請方法と必要書類

P4・・・金融支援について

P5・・・中小企業防災・減災投資促進税制について

P6・・・予算事業による措置等

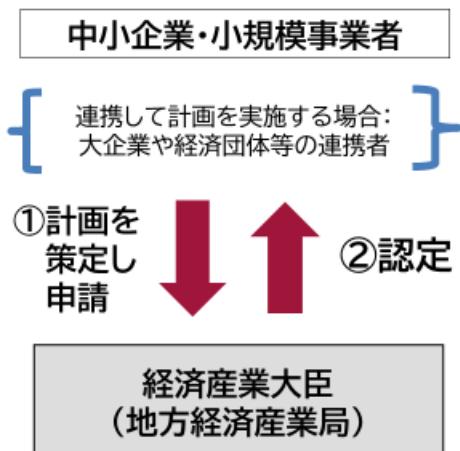
P7・・・計画策定による損害保険料等の割引

P9・・・各種支援、お問い合わせについて

制度概要

「事業継続力強化計画」（以下、「計画」）とは、中小企業・小規模事業者（以下、事業者といふ。）が災害リスク等を認識し、自社の防災・減災対策の第一歩として取り組むために、必要な項目を盛り込んだもので、現在及び将来的に行う災害対策などを記載するものです。認定を受けた中小企業者は、防災・減災設備に対する税制措置、低利融資、補助金の加点措置等を受けることができます。

【計画認定のスキーム】



認定を受けた企業に対する支援策

- ロゴマークの活用
(HPや名刺等で認定のPRが可能)
- 低利融資等の金融支援
- 防災・減災設備に対する税制措置
- 補助金の加点措置
- 中小企業庁HPでの認定企業公表



認定を受けられる事業者「中小企業者の規模」

業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義	
	資本金の額又は出資の総額 又は 常時使用する従業員の数	
製造業その他*	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
政 業 令 種 指 定	ゴム製品製造業**	3億円以下 900人以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下 300人以下
	旅館業	5千万円以下 200人以下

* 「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します

** 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

「中小企業者」に該当する法人形態等について

企業組合、協業組合、事業協同組合等についても、下記に該当する者は認定を受けることができます。

- ① 個人事業主
 - ② 会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び士業法人）
 - ③ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会
 - ④ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合
- ※①、②については、上記表に該当する必要があります。④については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要です。
- ※①個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人（②～④）の場合は法人設立登記がされている必要があります。
- ※税制措置の対象となる企業は、認定を受けられる対象企業の全てではありませんので、注意が必要です（詳細はP5を参照）。

制度活用の流れ

1. 申請に向けた事前確認・準備

金融支援、税制措置を受ける場合には、関係機関（日本政策金融公庫、信用保証協会等）の審査が必要になりますので、対象者の要件や手続き等を事前に確認することをお勧めします。

※金融支援、税制優遇についてはP4～P5をご参照ください。

2. 計画の作成

- ① 「単独型※1」「連携型※2」どちらの計画を提出するのかご判断いただきます。

※¹ **自社のみで計画する場合は、単独型となります。**

※² **複数事業者と連携して計画する場合は、連携型となります。**

- ② 「策定の手引き」等を参考しながら、事業継続力強化計画を作成してください。計画実施期間の上限は3年となります。（最長となる例：2025年12月～2028年11月）

○基本方針、作成指針、策定の手引き（中小企業庁HP）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.html#tebiki>

3. 計画の申請・認定

- ① 「単独型」「連携型」とともに「事業継続力強化計画電子申請システム」から申請してください。

単独型はシステム内の直接入力、連携型は記入した電子申請用様式の添付をお願いします。

※申請方法についてはP3をご覧ください。

※審査の標準処理期間は45日です。

- ② 認定を受けた場合、認定通知書が交付されます。

※認定を受けた事業者は、中小企業庁HPに事業者名等が公表されますので、ご了承ください。

申請先		住所		電話番号	担当都道府県
北海道経済産業局	中小企業課	〒060-0808 札幌第1合同庁舎	北海道札幌市北区北8条西2-1-1	011-709-3140	北海道
東北経済産業局	中小企業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎(B棟)	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎(B棟)	022-221-4922	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東経済産業局	中小企業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0394	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、山梨、静岡
中部経済産業局	経営支援課	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-0521	愛知、岐阜、三重、富山、石川
近畿経済産業局	経営力向上室	〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	06-6966-6119	福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国経済産業局	中小企業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5653	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国経済産業局	産業振興課	〒760-8512 香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	香川県高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8566	徳島、香川、愛媛、高知
九州経済産業局	復興・事業継続推進室	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1	092-482-5561	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄総合事務局	中小企業課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1	098-866-1755	沖縄

4. 計画の開始、取組の実行

認定を受けた計画の取組を実行していただきます。

5. 取組状況の見直し、2回目申請の検討

申請時に策定した計画の見直し時期に基づき、取組の見直しを行っていただくとともに、その状況を踏まえた2回目の申請をご検討ください。

申請方法と必要書類

新規申請について

P2記載のとおり、申請は「事業継続力強化計画電子申請システム」から行ってください。

※申請方法の詳細はこちら

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/application.html>

○システムへのログインはこちらから：<https://www.keizokuryoku.go.jp/>

単独型新規申請用操作マニュアル：<https://www.keizokuryoku.go.jp/resource/manual>

連携型新規申請操作マニュアル：<https://www.keizokuryoku.go.jp/mypage/resource/manualRenkei>

連携型の電子申請様式：<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/application.html#renkei>

※システムのログインには、GビズIDアカウント（プライムもしくはメンバー）が必要となります。

※GビズIDアカウントの取得には、最低でも2週間程度必要ですので、計画的な取得をお願いします。

※連携型の申請については、**電子申請様式**に記入し、添付書類としてシステムへのアップロードが必要です。

変更申請、2回目申請について

実施期間中であれば、認定を受けた計画の内容は「変更申請」することができます。

認定期間終了後、認定を受けた計画の内容を継続されたい場合は、2回目の申請を行う必要があります。それぞれの申請を行う場合には、**申請システム内の適切な申請形式を選択**し、直近に認定を受けた計画に関する**「実施状況報告」が必要**となります。また、直近の認定が紙による申請であった場合は、**「認定通知書」の写しと「計画書の写し」が添付書類として必要**です。

単独型変更申請用操作マニュアル：<https://www.keizokuryoku.go.jp/resource/manualChange>

連携型変更申請用操作マニュアル：<https://www.keizokuryoku.go.jp/mypage/resource/manualChangeRenkei>

※資金調達額の若干の変更、法人の代表者の交代等、認定を受けた計画の趣旨を変えないような**軽微な変更**については、**変更申請は不要**です。

※個別のお問い合わせは、申請された経済産業局へご連絡ください。（P2および巻末参照）

必要書類

<新規申請>（単独型・連携型共通）

- ・申請書
- ・チェックシート（ともにシステム内で入力）
- ・自社のBCPなどの参考書類【任意】
(連携型のみ)
- ・連携者に大企業がいる場合、当該企業の同意書
- ・連携企業間での協定書などがある場合、その写し【任意】

<変更申請>（単独型・連携型共通）

- ・変更申請書（認定計画を修正する形で、変更・追加部分が分かるように、該当箇所に下線を引いて作成してください。）
- ・実施状況報告書（連携型は電子申請用様式を添付）
- ・チェックシート（システム内で入力）
- ・変更前の認定通知書および計画書の写し（紙申請の場合は、認定後返送されたもののコピー）
(連携型のみ)
 - ・（新たに参加する大企業がいる場合）当該企業の同意書

<2回目申請（3回目以降も同様）>（単独型・連携型共通）

新規申請の書類に加え、

- ・実施状況報告書（単独型はシステム内入力、連携型は電子申請用様式を添付）
- ・前回認定時の認定通知書および計画書の写し（紙申請の場合は、認定後返送されたもののコピー）

金融支援について

各種金融支援の概要

① 日本政策金融公庫による低利融資（BCP資金）

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が行う設備投資に必要な資金について、低利融資を受けることができます。（融資のご利用にあたっては、別途日本政策金融公庫の審査が必要となります。）

貸付金利^(※1)

設備資金について、基準利率から0.9%引下げ（運転資金については基準利率）
(※1) 信用リスク・貸付期間などに応じて所定の利率が適用されます。

貸付限度額

中小企業事業：7億2,000万円 (※2)
(※2) 設備資金において、0.9%の引下げが適用となるのは、貸付限度額のうち4億円までです。

貸付期間

設備資金20年以内、長期運転資金7年以内（据置期間2年以内）

② 信用保証協会による中小企業信用保険法の特例

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が、計画実行のために融資を受ける際、普通保険等とは別枠での追加保証や保証枠の拡大を受けることができます。

保証限度額

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	2,000万円	2,000万円
新事業開拓保険	2億円⇒3億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	
海外投資関係保険	2億円⇒4億円（組合4億円⇒6億円）（保証枠の拡大）	

③ 中小企業投資育成株式会社法の特例

事業継続力強化計画の認定を受けた場合、通常の投資対象（資本金3億円以下の株式会社）に加えて、資本金額が3億円を超える株式会社（中小企業者）も事業継続力強化計画の実行にあたり、中小企業投資育成株式会社からの投資を受けることが可能になります。

④ 日本政策金融公庫によるスタンダードバイ・クレジット

事業継続力強化計画の認定を受けた事業者（国内親会社）の海外支店又は海外子会社が、日本政策金融公庫の提携する海外金融機関から現地通貨建ての融資を受ける場合に、日本政策金融公庫による債務の保証を受けることが出来ます。

○保証限度額：1法人あたり最大4億5,000万円 ○融資期間：1～5年

適用対象者

事業継続力強化計画または連携型事業継続力強化計画の認定を受けた事業者が対象となります。

（①及び②の普通保険、無担保保険については事業者と共に連携事業継続力強化計画に係る取組を行う中堅企業者※も法で定める者に限り対象となります。詳細は以下、問い合わせ窓口にお問い合わせください。）

※資本金の額が10億円以下または従業員数2,000人以下の法人

適用手続き

各種金融支援のご活用を検討している場合は、事業継続力強化計画を提出する前に、関係機関にご相談ください。関係機関は以下の通りです。※①～④の番号は上記の各種金融支援番号と一致。

番号	機関の名称／問い合わせ窓口	電話
①④	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル	0120-154-505
①	沖縄振興開発金融公庫 融資第二部 中小企業融資第一班	098-941-1785
②	（一社）全国信用保証協会連合会 各都道府県の信用保証協会	03-6823-1200 各都道府県の信用保証協会
③	東京中小企業投資育成株式会社 (新潟・長野・静岡以東の18都道府県に本社を置いている企業)	03-5469-1811 (代)
	名古屋中小企業投資育成株式会社 (愛知・岐阜・三重・富山・石川の5県に本社を置いている企業)	052-581-9541 (代)
	大阪中小企業投資育成株式会社 (福井・滋賀・奈良・和歌山以西の24府県に本社を置いている企業)	06-6459-1700 (代) (九州支社：092-724-0651)

中小企業防災・減災投資促進税制について

制度の概要

中小企業防災・減災投資促進税制（特定事業継続力強化設備等の特別償却）では、青色申告書を提出する中小企業者等であって、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律（令和元年法律第21号）の施行の日（令和元年7月16日）から令和9年3月31日までの間（以下「認定対象期間」といいます。）に、中小企業等経営強化法（以下「法」といいます。）第56条第1項又は法第58条第1項の認定を受けた中小企業者（同法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者）が、その認定を受けた日から同日以後1年を経過する日までの間に、その認定に係る法第56条第1項に規定する事業継続力強化計画又は法第58条第1項に規定する連携事業継続力強化計画（法第57条第1項又は法第59条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に記載された対象設備を、取得等をして事業の用に供した場合に、特別償却16%が適用できます。

適用対象者

青色申告書を提出する中小企業者等（注）で、認定対象期間内に法第56条第1項又は第58条第1項の認定を受けた同法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する者です。

（注）中小企業者等とは

- 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- 資本又は出資を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人

※ただし、以下の法人は対象外

①同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が1億円超の法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人超の法人、又は大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）との間に当該大法人による完全支配関係がある法人等をいい）、中小企業投資育成株式会社を除きます。）から2分の1以上の出資を受ける法人

②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

③他の通算法人のうちいすれかの法人が次に掲げる法人に該当しない場合における通算法人
イ資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち①及び②に掲げる法人以外の法人

ロ資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人

④適用除外事業者（前3事業年度の平均所得金額が15億円超の法人）又は通算制度における適用除外事業者

- 事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商店街振興組合

- 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主

適用対象期間

事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた日から同日以後1年を経過する日まで
※適用対象期間内に対象設備を取得又は製作若しくは建設し、事業の用に供することが必要です。

対象設備

中小企業等経営強化法施行規則（平成11年通商産業省令第74号）第29条の規定に基づき、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する減価償却資産のうち、次に掲げるものが対象となります。

減価償却資産の種類 (取得価額要件)	対象となるものの用途又は細目
機械及び装置（※） (100万円以上)	自家発電設備、浄水装置、揚水ポンプ、排水ポンプ、耐震・制震・免震装置 (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)
器具及び備品（※） (30万円以上)	自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備
建物附属設備 (60万円以上)	自家発電設備、キューピクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置、貯水タンク、浄水装置、排水ポンプ、揚水ポンプ、格納式避難設備、止水板、耐震・制震・免震装置、架台（対象設備をかさ上げするために取得等をするものに限る。）、防水シャッター (これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含む。)

※「機械及び装置」及び「器具及び備品」には、「対象となるものの用途又は細目」欄に掲げる対象設備をかさ上げするための架台で、資本的支出により取得等をするものを含む。

適用手続

（1）事業継続力強化計画の認定を受けた後、設備の取得及び事業の用に供してください。

（2）税務申告の際は、「対象設備の償却限度額の計算明細書の添付」が必要となります。

※認定通知書及び認定を受けた計画の写しについても、税務調査等の際に必要となりますので、大切に保管してください

※本税制の適用にあたっては、税理士又は最寄りの税務署等にお問合せください

※令和7年4月1日以後の制度内容となります。

令和7年度税制改正等を踏まえた変更点など、御不明点は経済産業局等にお問い合わせください。

※実際の制度活用にあたっては、関係法令の規定等の参照をお願いいたします。

予算事業等による措置等

計画の認定を受けた事業者は、以下補助金等において、加点措置を受けることが出来ます。また、被災した場合における復旧等の費用を補助する予算事業の申請の際には、認定を受けた書類が求められることがあります。詳細は各種予算事業のHP等を御覧下さい。

事業名	予算概要	措置概要	担当部署	URL
ものづくり 補助金	中小企業等が取り組む革新的な新製品・新サービス開発等を行うための設備投資等を支援。	加点	中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム	こちら
事業承継・ M&A補助金 (専門家活用枠)	早期の事業承継を促すため、5年以内に事業承継する事業者の設備投資等、M&A時の専門家活用（仲介・FA等）、M&A後のPMIに係る取り組み、M&Aの検討に伴う廃業等を支援。	加点	中小企業庁 事業環境部 財務課	こちら
中小企業省力化投資 補助金 (一般型)	人手不足の中小企業等が生産プロセスの改善を行うための個別の現場の設備や事業内容等に合わせた設備投資等を支援。	加点	中小企業庁 経営支援部 イノベーションチーム	こちら
小規模事業者 持続化補助金 (一般型・通常枠)	小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援。	加点	中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課	商工会 地区 商工会 議所地 区
小規模事業者 持続化補助金 (創業型)	創業後3年以内の小規模事業者等が、持続的な経営に向けて経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓等を支援。	加点	中小企業庁 経営支援部 創業・新事業促進室	こちら
地方公共団体による 小規模事業者等支援 推進事業費補助金 <small>(災害救助法適用時支援)</small>	被災小規模事業者等の設備の復旧等に要する経費を補助。	必須要件 (補助金申請の際に必須)	中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課	-
なりわい再建 支援補助金 <small>(激甚災害(本激)時支援)</small>	被災事業者等の設備復旧等の費用を補助。	必須要件 (事業完了までに必須)	中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課	-

計画策定による損害保険料等の割引①

損害保険会社等では、計画の認定を受けた事業者に対して、そのリスク実態に応じた保険料等の割引を行うことで、中小企業の事業継続力の強化を後押ししています。
詳細は各社のHP等を御覧下さい。

法人名	概要	お問い合わせ先
あいおいニッセイ 同和損害保険株式会社	認定を取得した事業者等において、物件の規模や過去の保険金支払い実績等の一定の要件を満たす場合に、リスク実態に応じて保険料の割引を個別に検討します。	https://www.aioinissaydowa.co.jp/ 上記サイト内上部の「各種お手続き・お問い合わせ」よりご確認ください。新規のご照会は「店舗のご案内」から最寄りの営業店にお問い合わせください。
AIG損害保険株式会社	認定を取得した事業者等に対し、リスク実態（過去の保険金支払い実績や、リスク管理体制等）に応じて保険料の割引を個別に検討します。	https://www.aig.co.jp/sonpo/business/risk TEL:03-6848-8500
共栄火災海上保険 株式会社	認定を取得した事業者等に対して、リスク判断（過去の保険金支払い実績、リスク管理の条件等）に基づいた保険料の割引を個別に検討します。	https://www.kyoekasai.co.jp/ 上記HP上部の「お問い合わせ・よくいただく述問」よりご確認ください。（既契約者はご契約の取扱代理店へ・新規のご照会は最寄りの営業店にお問い合わせください）
セコム損害保険 株式会社	認定を取得した事業者等において、物件の規模や過去の保険金支払い実績等の一定の要件を満たす場合に、リスク実態に応じて保険料の割引を個別に検討します。	https://www.secom-sonpo.co.jp/ 上記HP下部の「お問い合わせ」よりご確認ください。
損害保険ジャパン 株式会社	認定を取得した事業者等に対して、リスク判断（過去の保険金支払い実績、リスク管理の条件等）に基づいた保険料の割引を個別に検討します。	https://www.sjnk.co.jp/hinsurance/ 上記HP下部の「お問い合わせ」よりご確認ください。
大同火災海上保険 株式会社	認定を取得した事業者等に対し、リスク実態（過去の保険金支払い実績やリスク管理体制等）に応じた保険料の割引を個別に検討します。	https://www.daidokasai.co.jp/ 上記HPの「お問い合わせ窓口」よりご確認ください。

計画策定による損害保険料等の割引②

損害保険会社等では、計画の認定を受けた事業者に対して、そのリスク実態に応じた保険料等の割引を行うことで、中小企業の事業継続力の強化を後押ししています。
詳細は各社のHP等を御覧下さい。

法人名	概要	お問い合わせ先
Chubb損害保険 株式会社	認定を取得した事業者に対して、リスク実態（防火設備、防火管理・訓練等による新体制の構築等）に応じて保険料設計を個別に検討します。	https://www.chubb.com/jp-ip/businesses/ TEL : 03-6364-7000
東京海上日動火災保険 株式会社	認定を取得した事業者等に対して、リスク判断（過去の保険金支払い実績、リスク管理の条件等）に基づいた保険料の割引を個別に検討します。	https://www.tokiomarine-nichido.co.jp/hojin/jigyo/cho-business/ 上記サイト内下部の「保険を検討のお客様へ」よりご確認ください（既契約者は代理店へ・新規のご照会は最寄りの営業店にお問い合わせください。）
日新火災海上保険 株式会社	認定を取得した事業者等に対し、リスク実態（過去の保険金支払い実績やリスク管理態勢等）に応じた保険料の割引を個別に検討します。	https://www.nisshinfire.co.jp/ 上記HPの「お問い合わせ」よりご確認ください。
三井住友海上火災保険 株式会社	認定を取得した事業者等に対して、リスク判断（過去の保険金支払い実績、リスク管理の条件等）に基づいた保険料の割引を個別に検討します。	対象商品は こちら
全日本火災共済 協同組合連合会	全日本火災共済協同組合連合会は、組合員のニーズを踏まえ、「地震危険補償特約」の取り扱いを行っています。 併せて認定を取得した事業者等に対して、物件の規模やリスク管理態勢などの一定の要件を満たす場合に、リスク実態に応じた共済掛金の割引を個別に検討します。	連合会HP https://www.nikkaren.or.jp/index.html 上記サイト内に記載がある最寄りの窓口をご確認ください。 地震危険補償特約の詳細は以下URL https://www.nikkaren.or.jp/fire/tokuyaku.html

各種支援、お問い合わせについて

中小企業基盤整備機構（中小機構）では、自然災害等の発生時に事業を継続できる力を強化するため、事前対策の重要性や具体的な方法に関する普及啓発や専門家派遣による計画の策定支援を実施しています。

◎詳しくはこちらをご覧下さい。

<https://kyoujinnka.smri.go.jp/>（中小企業強靭化ポータルサイト）



理解
する

関連情報の発信

ポータルサイト等を通じて、自然災害等発生時における、事業継続に関するノウハウや支援施策の情報を伝えています。

セミナー開催

事前対策の重要性や、事業継続力強化計画の制度概要、策定の重要性等について解説を行うオンラインセミナーを開催しています。

策定
する

計画策定支援

計画を策定したい事業者に対して、専門家派遣による策定支援を行っています。

単独型：<https://kyoujinnka-handson.smri.go.jp/>

連携型：https://kyoujinnka.smri.go.jp/guidance/customer_support.html

改善
する

フォローアップ

策定した計画の着実な実行や見直し、2回目以降の申請等に向け、ワークショップの実施や専門家派遣等を通じたフォローアップ支援を行っています。

単独型は、日本中小企業診断士協会連合会が、連携型は中小機構が実施しています。

単独型：<https://jigyo-kei-jikkoseikojo.jp/>

連携型：https://kyoujinnka.smri.go.jp/guidance/follow_up_support.html

＜策定支援に関するお問い合わせ＞

○独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）

北海道本部	011-210-7473	中国本部	082-502-6555
東北本部	022-716-1751	四国本部	087-823-3220
関東本部	03-5470-1606	九州本部	092-263-0323
中部本部	052-201-3009	沖縄事務所	098-859-7566
北陸本部	076-223-5546	本部	03-6459-0042
近畿本部	06-6264-8613		

＜申請に関するお問い合わせ＞

北海道経済産業局	中小企業課	011-709-3140
東北経済産業局	中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局	中小企業課	048-600-0394
中部経済産業局	経営支援課	052-951-0521
近畿経済産業局	経営力向上室	06-6966-6119
中国経済産業局	中小企業課	082-224-5653
四国経済産業局	産業振興課	087-811-8566
九州経済産業局	復興・事業継続推進室	092-482-5561
沖縄総合事務局	中小企業課	098-866-1755